

4.4 環境政策

(1) 環境施策

エジプトでの特に重要な現行の環境施策を下に示す。

表 4.3: エジプトにおける主な環境施策

策定年	政策	内 容
1992	国家環境行動計画 (NEAP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エジプトの経済発展を持続可能」にするツールを提供 ・ 「環境保護は持続可能な開発コンセプトで鍵となる必須条件である」事を確認
1998	環境大臣政策指令	<ul style="list-style-type: none"> ・ この指令により、環境大臣及び EEAA が目標特定し、特定のプログラム/アウトプットに基づきその特定の目標に向かって環境管理システムを構築する事を可能にした。2002年に本指令は更新されているが、その内容は次に挙げるとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境に関するプロジェクトを持つ全国レベルの各機関とのパートナーシップの強化 ➢ 二国間、地域/国際合意の支援 ➢ 法律 4（環境保護）と法律 102（自然保全）の施行 ➢ 国家・二国間・国際的基金を活用した環境関連プロジェクトの実施 ➢ 総合環境管理システムの支援 ➢ エジプトが批准している各種国際協定の支援 ➢ 経済的手法の導入 ➢ 環境に配慮した技術の移転/導入 ➢ 民間セクターによる海外からの投資の推奨 ➢ 分権化の推進
2002	国家環境行動計画 (NEAP)改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年から2017年を対象とし、以後15年間の環境行動に関する課題設定をしている。これには既存の分野別計画や社会開発を統合するコンポーネントも含まれている。これは、環境問題に対する質的分析であり、戦略的行動計画の策定など優先課題の設定等の為の量的分析には乏しい計画である。また、コスト推計もいれておらず、計画の実施を困難にしている。
2000/2001	EEAA 5 年行動計画 (2002-2007 年)	<p>EEAA は、政策指令及び NEAP を基に 5 年行動計画を作成し、政策・対策を実現する為、次の 14 のプログラムを設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合固形廃棄物管理プログラム (全行政区が対象) 2. ナイル川及び水資源保護プログラム (産業廃棄物対策により水質を向上させる) 3. 大カイロ圏の大気汚染対策プログラム (ダスト及び鉛の削減)

策定年	政策	内 容
		4. 環境教育、研修及び意識向上プログラム (市民の意識向上及び人材の育成) 5. 環境に優しい産業都市プログラム (競争力強化の為、環境に優しい都市の特定) 6. 環境に優しい技術の移転プログラム (環境に優しい技術の促進) 7. 環境情報システムプログラム (情報技術の活用促進、特に環境管理分野) 8. 環境管理プログラム (各種活動に環境管理システムを統合) 9. 自然保護プログラム (自然保護及び生物多様性保全) 10. EEAA 及び RBO 能力強化プログラム 11. 環境保護基金プログラム 12. 植林及び緑地拡大プログラム 13. 環境監査プログラム 14. 国際環境コミットメント

出典: EcoConServ, 'Study on Status of the Environment and Relevant Policies/Measures in Egypt', Feb. 2005 および EEAA, "The Five Year Action Plan of MSEA/EEAA" <http://www.ecaa.gov.eg/English/main/Policies4.asp> を元に作成

EEAA では 1992 年に最初の環境アクションプランを策定し、リオ・サミットで披露したが、その後 10 年経過し、次の環境アクションプラン (2002-2017) を作る必要に迫られた。そこで、EEAA 内に UNDP の支援で The Capacity 21 Unit と呼ばれるワーキンググループを作り、1992 年版環境アクションプランをアップデートし、環境アクションプラン (2002-2017) を策定した。この環境アクションプラン (2002-2017) が次の 15 年間の環境政策のフレームワークとなるものである。また、環境アクションプラン (2002-2017) とリンクする形で、MESA、EEAA は 5 ヶ年アクションプラン (2002-2007) を策定した。

(2) EEAAの環境管理能力と環境の地方分権化

法律 4 / 1994 年により、EEAA には新たな機能及び責務が与えられたが、それらを実施する能力が不足していると今回の他ドナーとの面談で、いくつかのドナー担当者が指摘するところである。これは、EIA や有害廃棄物管理、工業検査など、必要な技能を持った人材がエジプト全体として不足していることが挙げられる。EEAA のスタッフは、常勤職員が 30%、臨時職員が残りの 70%を占めている。

EEAA の環境管理能力は、10 年前と比較すると改善されてきていると指摘する声もあるが、モニタリング結果や環境の現状に沿った戦略に基づいて環境管理をすすめる必要がある。また、環境管理部門、環境質、計画 / フォローアップ、インスペクション、情報部門など各部署の連携を強化する必要がある。

また、エジプトでは、中央から地域行政レベルへの権限の委譲が進められているが、その流れの中、EEAA は RBO (Regional Branch Office : エジプト環境庁地方事務所) を 8 箇所を設置した。それぞれの RBO の管轄は次のとおりである：①大カイロ圏、②アレキサンドリア、③タンタ、④マンスーラ、⑤スエズ、⑥ハルガダ、⑦アスワン、⑧アシュートである。これら RBO の環境モニタリング、環境査察、EIA レビュー、住民への環境教育などの能力向上を図り、環境庁本庁との連携を図ろうとするものである。

環境地方分権の今ひとつのターゲットは各 Governorates に設置されている環境管理ユニット (EMU : Environmental Management Unit) の能力の強化である。その実態は以下に述べるごとくまだまだ小さな組織で、その能力は高いとは言えない。

カイロ Governorate に所属する EMU の場合、総人数 12 名で、4 つの部門がある。セクションは、環境影響評価セクション、環境遵守セクション、査察セクションなどがある。査察セクションでは、住民からの苦情の内、インスペクションが必要な物について、インスペクションを実施するが、EMU には、フィールド測定機器はほとんどなく、測定が必要な場合、また、能力的に手に余る場合は、RBO のインスペクション、ラボ、保健省などに依頼し、共同インスペクションを行う。また、自らは関与せず、これらの機関に任せるケースもある。機器、スタッフの数の制約から、基本的に計画インスペクションはせず、苦情などへの対応インスペクションである。これら EMU の能力向上には、DANIDA 等が支援を行っている。

EEAA の環境能力に関する事例として、インスペクションユニットの状況を示すと、2000 年にインスペクションユニットが設置されてから 2002 年 6 月までの間に、およそ 500 事業所を裁判に持込んでいる。そのうち、150 以上の事業所が罰金判決を受けているが、9 割程が 1,000LE 以下の罰金刑である。これは、環境法が定める罰金の最低罰金額である。つまり、多くの事業主は公害対策を実施するよりも罰金を支払った方が容易で安上がりであると考え原因になっている。

表 4.4: インスペクションユニットによる査察

事業所数	状況
40	間違った報告のためキャンセル
25	和解に到達
150 以上	1,000 L.E.以下の罰金判決
150	調査中
50 以上	法整備に問題があるため無実
50	違反者が違反の除去を証明
35 以上	調査立入り時に汚染源が閉鎖された為、汚染を証明できず。
500 以上	係争中

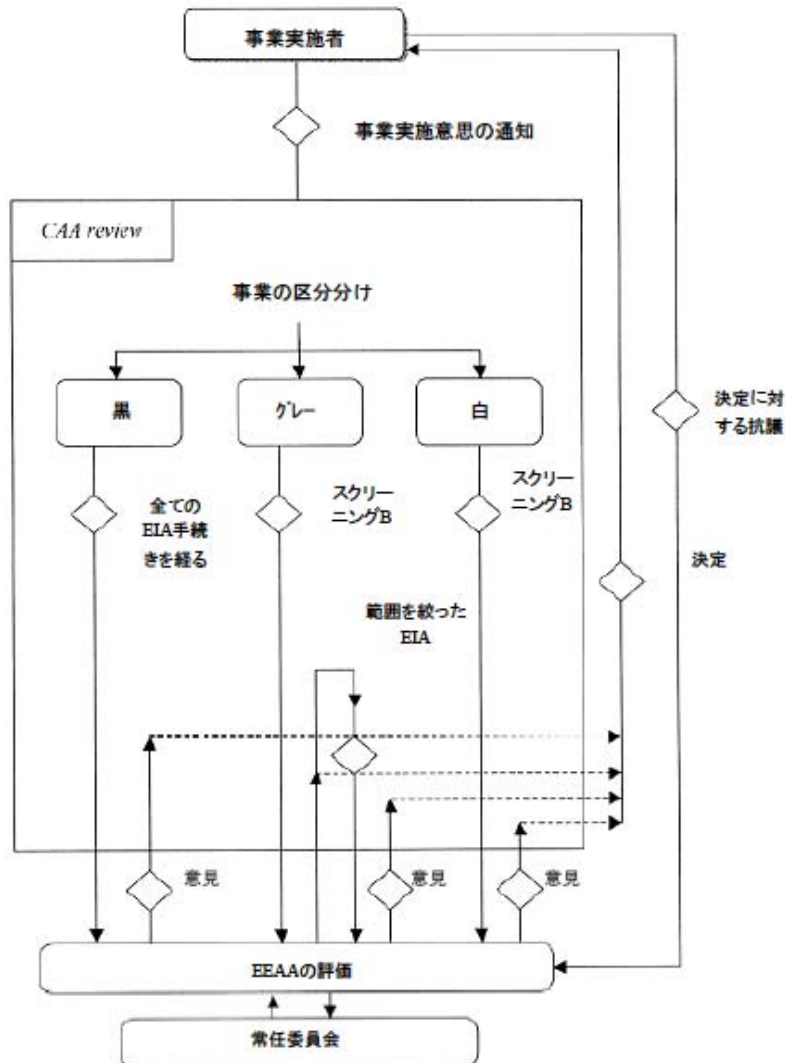
出典 : Tarek M.Genena, 'Consultant Report on the Country Environmental Analysis', Dec. 2003

(3) 環境影響評価(EIA)

法律 4/1994 年は、新規プロジェクトおよび既存施設の拡張、改築の際に環境影響評価 (EIA) の実施を規定している³。EIA に関係する機関は、開発の権限をもつ所轄管理庁 (CAA : Competent Administrative Authorities) がある。EEAA の EIA 部門がスクリーニングの監督、EIA レポートのレビュー、受容可能性の検討、緩和措置の提言等を行う。EIA 審査の流れを図 4.5 に示す。

EEAA は、1995 年に EIA ガイドラインを設定している。このガイドラインでは、次のプロジェクトの種類によってスクリーン方法を設定している。

- わずかに影響のある白のリスト (カテゴリーA)
- 影響のあるグレーのリスト (カテゴリーB)
- 深刻な影響の恐れのある黒いリスト (カテゴリーC)



出典：国際協力事業団「国別環境情報整備調査報告書（エジプト国）」平成 14 年 2 月

図 4.5: EIA の流れ

³ 実施規制は、首相命令 338/1995 年 (Prime Ministerial Decree #338) による。

スクリーニングの為の書式が A と B ある。グレーリストに分類されるプロジェクトは書式 B を提出することになるが、開発内容によっては 2 回目の EIA が必要になる可能性がある。また、特定分野の書式も作成されており、これまでに、石油、観光の書式 B が作成された。また、分野ごとのガイドラインが出されているが、現在までにセメント業界、土地開墾、石油業界のガイドラインが作成され、製薬、都市開発、発電のガイドラインが作成中である。

次に、EEAA による EIA 報告書のレビュー状況と分野別の EIA 実施状況を示す。

表 4.5: EEAA による EIA レビュー数

年	EEAA に提出された EIA	CAA 数
1994	7	3
1995	26	4
1996	41	10
1997	87	13
1998	276	25
1999	11,056	46
2000	10,315	52

注：CAA 数とは、CAA (Competent Administrative Authority) がレビューを行った数である。

出典：EcoConServ, 'Study on Status of the Environment and Relevant Policies/Measures in Egypt', Feb. 2005

2004 年には、6,333 件の EIA が EEAA に提出されている。

表 4.6: 分野別 EIA 数(2000 年及び 2004 年)

分野	EIA 総数	
	2000 年	2004 年
工業	6,873	3,959
サービス	2,596	1,717
農業	403	198
観光	168	104
エネルギー/石油(製造、加工、輸送)	71	142
通信	37	31
インフラ (道路、上水、廃水)	30	140
衛生	25	27
エネルギー/電力	5	5
住宅/改築	2	9
港湾/空港	1	1
運輸	1	0
その他	103	0
合計	10,315	6,333

出典：EcoConServ, 'Study on Status of the Environment and Relevant Policies/Measures in Egypt', Feb. 2005